

# 臨床社会学の方法

## (25) 情状を問うことの意味—ナラティブと動機の語彙—

中村 正 \*

\*Ritsumeikan University

### 1. 「更生」に資する刑事事件にする には—「真意」の背景にある物語

2018年の秋から家族関係や家族心理あるいは生育歴にかかわり鑑定をしていた事件の判決が2019年3月に確定した。検察は殺人罪で懲役15年を求刑していた。私は鑑定意見において、被告が育ちの過程で虐待を受けてきたという斟酌すべき情状があり、交際相手の被害者との関係性が密にあり、閉じた愛着関係をもとにして起こった事件だったことを指摘した。

裁判長は「女性から『殺して』といわれたのを本心と勘違いした可能性がある」などとして、殺人罪ではなく嘱託殺人罪を適用、懲役5年6月(求刑懲役15年)を言い渡した。判決理由で、生きづらさを抱えていた被害女性は被告に「殺して」「死にたい」などと告げたが、一方で将来の計画も立てていたなどとして「発言は本心ではなかったと考えられる」とした。その上で、被告について、①「殺して」と言われたのが初めてと供述、②抑鬱状態で悲観的に考えがちだった、③好きな女性を殺害するのは発言を誤信したためと考えられる

などと指摘した。被告が殺害の依頼を受けたと信じた疑いを否定できないと判断した。当時21歳の女性から「殺してほしい」と言われたのを本心からの依頼(=真意)だと誤信したと判断した。「被害者が直ちに死を望んでいるような状況ではなかった」としたが、「被害者が目の前で遺書を作成して『殺して』と言っており、状況を悲観的に判断し、真意と捉えてもやむを得ない」と検察側の主張を退けた(以上はすべて各紙の報道から)。双方控訴せずに確定判決となった。

治療的司法・修復的司法の観点からの見立てをしてきたこともあり、情状を論じてきたことが少しは考慮に入れられたようでもある。生育の過程での虐待の影響は被害と加害の双方に悪い作用を及ぼし、しかも両者が双方を助けあうようにして引き寄せ合うという事態を招いた事案である。被虐待は人を生きづらくさせる。同じ問題を抱えた二人が閉じた関係に陥り、負の相乗効果で問題を解決する力それ自体が弱くなっていた。仕事にも就けず、自尊心も低くなった被告は、社会的に排除され、漂流していたといえる。そうした者同士がひきよせあった。拘置所に通い被告人と面会を

幾度か重ね、虐待を受けてきた者同士の関係性が宿す情状について検討し、裁判で意見を述べた。

## 2. 嘱託殺人の背景にあること

こうした嘱託殺人にはケアをめぐる葛藤も多くみられる。たとえば介護殺人がある。2006年2月1日、長男(事件当時54歳)が、認知症の母親(86歳)の首を絞めて殺害、自殺しようとしたが未遂に終わった「京都・伏見認知症母殺害心中未遂事件」も典型的な事件である。父親病死後、母親が認知症を発症。長男は休職して介護。生活保護は「休職」では無理だったという。京都地裁は懲役2年6月、執行猶予3年(求刑は懲役3年)を言い渡した。裁判では「母の命を奪ったが、もう一度母の子に生まれたい」という供述も紹介されたという。裁判官が言葉を詰まらせたそうだ。「裁かれているのは被告だけではない。介護制度や生活保護のあり方も問われている」と長男に同情した裁判官。「お母さんのためにも、幸せに生きていくように努力してください」との言葉には、長男が「ありがとうございます」と応え、涙をぬぐったという。

それから約10年後に毎日新聞大阪社会部記者が追跡記事を書くために当人を探したが、自死していたことが分かった。琵琶湖への投身自殺で、「一緒に焼いて欲しい」というメモを添えた母親と自分のへその緒を身につけていたという。更生を期した温情的判決だったが、それもまたさらなる生きづらさの壁の前に実現できなかったことになる。その10年をどんな想いで生きていたのだろうか。ここには男性介護者が追い詰められる(男性性の問題)、社会的排除の背景がある、社会のなかの支

援の課題もあるなど社会問題としての様相がある。

本来、殺して欲しいという嘱託は、自らの意思にもとづく「真意」に出たものでなければならぬというのが刑法の規定だが、その「真意」は社会的に構築されているともいえる。まったく自由な意思で「真意」が構成されるわけではない。長寿が幸福とはならないことや育ちのなかの生きづらさがそうした気持ちを起こさせ、「真意」をかたちづくる。そうしたことがあり得る現実があり、何らかの関係性のなかではリアリティをもつ意識だともいえる。その際の傾向として、尊厳ある死とか慈悲殺という具合に言葉が世界を構成していく局面もある。情状を扱うと、そこに「死の美化」が入り込むこともあり、社会のもつ強い感情作用が生起し、怖い面もある。

## 3. 発達被害という考え方

嘱託殺人となる背景には、関係性の苦悩が背景にあるといえる。最初のケースでは、虐待を経験した子ども同士の関係の閉塞である。さらに発達障害の背景には虐待があるという指摘もある(杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研プラス、2007年)。また、「逆境を生きる子ども」というアプローチも有力である(ヴァン・デア・コーク『身体はトラウマを記録する一脳・心・体のつながりと回復のための手法』紀伊國屋書店、2016年)。これらをまとめて思春期青年期とおとした「発達の被害(発達被害学、子ども被害学、発達精神病理学)」とまとめるべきだという意見もある(デイビッド・フィンケルホー『子ども被害者学のすすめ』岩波書店、2010年)。被害は多様なかたちをとるが、問題行動として表面化するこ

とが通例である。発達には、単に個体が成長していくだけではなく、「関係発達」という面を有している。重要な他者との相互的・相補的關係をとおし、安心感や信頼感など、健康的な対人関係を形成する。子どもの頃に受けた虐待やネグレクトはこの「関係発達」を妨げると把握できる。

虐待はパワーとコントロールにもとづく操作的、道具的な対人関係のシャワーをあびる状態となるので、虐待に曝される体験は、対人関係の取り方に深刻な影響を与える。

また、虐待のある家庭環境は「塀のない檻」とも形容されるように、逃れられない関係のなかで起こるので、虐待のなかを生き延びる努力を強いられる。その結果、独特な行動を発達させる。たとえば、①虐待する親の思考や感情を察知する(加害者との同一化)、②嫉妬のためと称した他罰的な態度への対応としての自責・自罰と回避・逃避、あるいは、③虐待の嵐の中をやり過ごすための解離などである。

思春期青年期の虐待経験は、満たされない子ども時代をつくりだし、問題行動の背景要因となる。問題行動は、外に向かう攻撃性としての暴力行動、内に向かう攻撃性としての自虐行動の両極のあいだのグラデーションを描くが、いずれにしても生きづらさをつくりだす。現実からの回避と逃避、あるいは自己実現にむかうパワー感覚を得ることができる問題行動が選択される。典型は薬物使用である。本来は、人とつながること、他者と親しみを感じたいこと、注目して欲しいこと、自己肯定的な関係が欲しいのが思春期青年期の特性であるが、薬物使用はこれらを遠ざける。虐待にさらされると、荒んだ自己感のなかを生きることになる。人間的なニーズを満たす体験をしていない。

こうしたことの結果、人が遠ざかっていく。

こうして、孤立が強化される。その孤立に対処しようとする。健康的な心理相談や支援要請ではなく、安易な問題解決行動が選択される。これを他に選択肢が浮かび上がらずに当面の「主体的な選択」としての「偽の問題解決行動」という。しかし本人からすると精一杯の選択であり、自己決定でもあり、解決力のない状態での唯一可能な自己治療的な行動ともいえる。薬物使用がその典型であるが、他にも、自傷行為、摂食障害、万引き、ネット使用と依存、性化問題行動などがある。虐待体験は脱出できないことの連続として存在するので、無力感、虚脱感、喪失感を増幅させていく。

これらの自己治療行動は、逆境のなかでなんとかしてコントロール感を保ち、自己を維持するための行動という意味がある。対人関係のもととなる関係発達が阻害されているので、周囲には健康的に問題を解決する行動上のモデルが少ない。こうしたなかで、①それらの偽問題解決行動に耽溺している間の忘我の至福感、②悪なる行動をやりとげていく達成感や満足感、③生きづらさへの対処方法として適合的な選択肢を見つけていくことになる自律的感覚などの「情動的充実感」が薬物使用や性問題行動をとおして得られる。

関係発達のなかで本来は健康的に満たされていくべき情動発達がこうした嗜癖的行動をとおして達成されていくことになる。薬物使用をはじめとした嗜癖的行動は多様な虐待の結果の生きづらさへの対応として構成されていく。

自己治療的な問題解決行動は、規範を破る触法行為から逸脱行動や迷惑行動まで幅広く存在している。触法行為の場合は、司法が介入し、より適切な問題解決へと誘導していくことが回路として

存在している。最近の言葉では、「再犯防止」という。それは更生に役立つという面もあるが、全体的には「再犯防止」という警察的用語だけではない支援が必要となる。

抽象的には、①孤立を解消すること（ひとりにしないこと）、②関係発達の回復の機会を与えること、③人間的な関係性のニーズを満たすこと、④断薬への意志を強く持てと指導する自省・反省だけでは効果がない心理状態にあることなどから、「やり直しの機会提供」が目指されるべきである。孤立を強化し、反省を中心とし、意志の力を強調し、秩序と命令による他律性を基軸にした刑務所処遇や処罰だけの対応だけでは限界がある。

したがって、制度としてつくられた一部執行猶予制度のもとで再犯防止（再使用防止）を活用することももちろんだが、そうだとでも更生をめざすための取り組みが社会のなかで用意されている必要がある。リハビリテーションプログラムや治療的カウンセリングの場を可能にする社会的選択肢を開発することが有用だと考えられる。

#### 4. 性犯罪者処遇プログラムの再犯事例から

同じようなことは性犯罪者へアプローチにもいえる。2006 年度から法務省の性犯罪者処遇プログラムが開始された。私は奈良少年刑務所でその取り組みに関わりスーパーバイズをしていたことがある。その効果についての検証研究がいくつかなされている。たとえば、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」がある。刑事施設を出所した「性犯罪受刑者」2、147 人（うちプログラムを 90%以上の出席率で受

講した者 1、198 人及び受講しなかった者 949 人）のを最長 3 年間追跡し、再犯の内容を「全ての犯罪」、「性犯罪」、「性犯罪を除く粗暴事犯」「その他の犯罪」に類型化して調査したものである。

プログラムを受講した者と受講しなかった者の出所後 3 年間の再犯率（推定値）を算出し、それぞれの再犯リスクの程度の差について統計的な検定を加えている。結論として、「受講した者は受講しなかった者に比較して『全ての犯罪』において再犯率が低く、この指導に一定の効果が認められた」と分析されている。

さらに、「今後は、逸脱した性的関心へのより効果的な介入、迷惑防止条例違反事犯者（特に痴漢）に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の処遇ニーズに対する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が課題である」とも指摘している（法務省『刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析研究報告書』、2014）。

この分析では、プログラム受講者で再犯をした者の個別調査も事例が紹介されている（引用の下線は社会の側の事実に関するもの、二重線は感情反応としての主観的なものである。いずれも私自身によるものである。一部省略して紹介する）。

第 1 例：強制わいせつで逮捕された事例：幼少期からの父親の体罰により自信が持てず、自分など誰も相手にしてくれないとの思いが強かった、・・・出所後は、仕事と趣味を通じて他者と交流して孤独感を抱かないようにすることと、怒りに対する対処方法を多様化させることを柱とした再犯防止計画を立てた。出所後、両親の下に帰っても変わらず父親から否定され罰せられるだけだ

との思いから、公共職業安定所に一人で出向き、  
受刑歴のあることを打ち明けて仕事を探した。な  
かなか就職先が見つからず、野宿中心の生活の中、  
時々インターネットカフェで休息し、その際気晴  
らしに性的動画をみて自慰行為を行うようになった  
が、当分は、プログラムを通じて理解した加害  
場面を空想することの危険性を意識して、ごく自  
然な恋愛場面を思い描くようにしたほか、プログ  
ラムで学んだストレス対処法や考え方の修正法を  
用いて、落ち込みそうになる気持ちを立て直して  
いた。

しかし、出所後4か月が経ったころ、公共職業  
安定所において、受刑歴のある者はこれ以上活動  
しても就職不可能である旨を告知されたこと  
で、・・・投げやりになり、自分を受け入れてくれ  
ない親に対する憎しみと社会に対するいら立ちを  
発散したかったとして、帰宅途中の女性に対する  
強制わいせつにより逮捕された。

第2例：迷惑行為防止条例違反(痴漢)で逮捕された  
事例：プログラム受講を通じて、金銭管理をすべ  
て母親や妻に任せていることにふがいなさを覚え  
ていることや、ばかにされまいとして弱音を吐か  
ず意地を張りがちなこと、多くの時間と金銭を性  
風俗やアダルトビデオなどに費やしていたことな  
どに気づき、・・・再犯防止計画を立てた。両親の  
下に帰住し、就職したがなかなか要領をつかめず、  
歩合制ということもあって収入も少なく、一人前  
になるまで4か月程度かかった。・・・8か月あま  
りの間、生活は比較的安定していた。しかし、年  
末になり、疲れやストレスがたまって、毎日顧客  
に頭を下げ続けることに嫌気が差ってきて、忘年  
会の時期は電車内に泥酔の女性が増えることを思

い出し、痴漢による支配感・接触する満足感への  
渴望が強まり、痴漢を空想しながら自慰行為をす  
るとともに、以前のように家族に嘘をついて風俗  
店に通うようになった。1か月後、インターネット  
を通じていわゆる痴漢プレイの相手を見つけ、電  
車内でプレイするスリルを2、3度経験したが、さ  
らに1か月後、プレイだけでは満足できなくなり、  
電車内で痴漢行為に及び、逮捕された。

第3例：13歳未満の女兒に対する強制わいせつで  
逮捕された事例：プログラム受講を通じて、幼少  
期より母親に大事にしてもらえていないという思  
いの強さから孤独感や被害感を持ちやすく、こう  
した気持ちが強まると飲酒や児童ポルノで紛らわ  
せるのが癖になっていたこと、これまで反復して  
いた幼児に対する性加害は、弱い者に服従させる  
ことで自分の屈辱感を解消したかったのかもしれ  
ないことなどに気づき、・・・子どもの多いところ  
には近づかないことを柱とした再犯防止計画を立  
てた。・・・しかし、1年経っても収入が少なく、  
将来の生活に対する不安や、職場に搾取されてい  
るのではないかと被害感が強まり、飲まずにい  
られないと感じて飲酒を再開した。・・・アダルト  
ビデオを借りることも増え、自慰行為をしては罪  
悪感を覚える生活が半年続いた。その中で、給料  
日に財布をすられる被害に遭い、その憂さを晴ら  
そうとして泥酔し、翌朝寝坊して上司に電話で強  
く怒られた。・・・出勤せずに酒を入手するためと  
して近所のショッピングセンターに出かけ、・・・  
一人で遊ぶ女兒を誘い出してわいせつ行為をし、  
逮捕された。

全体としては「問題行動(性犯罪)の背景にあ  
る自らの認知(物事の考え方、とらえ方)の歪み

に気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする」ものである。アプローチとしては矯正教育として位置づけられるだろう(法務省:性犯罪者処遇プログラム研究会報告書、2006)。

上記の事例の引用のなかの二重下線部分は更生支援にとっては重要な事項である。狭い意味でのリスクというよりもそれまでの生育過程のなかで身につけた行動と情動の発現の仕方の特徴があり、それが「性化行動」を利用するかたちで「解決」されている。刑務所での認知行動療法ではそれらがセルフ・リスクマネジメントの対象として焦点化される。もちろんそれらのもととなる「不幸」(一重下線部分)があるとはいえ犯罪を正当化できない。同じような「不幸」に遭遇する人もたくさんいるからである。

その背景は、低収入、無職、対人トラブル、家族不和、社会的排除等であるが、これらも同じようなことは多くの人が経験していることである。その解決のために性に関する行動が利用されている。風俗、メディアを利用した合法的なものから、自分より弱い者を対象にした犯罪までそれらは同一線上にある。「背景事情-なんらかの出来事-自己否定的感情(陰性感情)の生起-問題解決選択肢の貧しさ-性を利用した問題解決行動」というシーケンス(文脈)ができていく。数ある刺激のなかでも性行動を選択し、支配感・達成感を得ようとする一連のセルフコントロール感を得ようとする欲求実現のプロセスがある。このプロセスでは、何らかの社会的に不遇な出来事を契機としてそれを性犯罪として行動化していく点にこそ彼固有の課題があり、社会的状況と個人的な資質の交差のなかで性犯罪が選択されている。

このことを対象とした働きかけが教育からみた支援となる。プログラムにおける認知行動療法はあくまでもその端緒をなす。セルフ・リスクマネジメントなので、下線を引いたような事項はあくまでも当該の個人の、認知行動上の特質として存在しており、自らコントロールすべき諸点として構成される。それらはあくまでも個人の課題として対象化されている。矯正施設のシステムとしては、確かにグループワーク方式であるが、あくまでも一人で行う孤独な作業となる。

## 5. 問われていることは何か-二つのニーズへの着目

①被害者のケアと回復、②加害者のリスク管理(再犯防止)、そして③地域社会の安全(社会防衛課題)の三つの課題が重なり性犯罪対策となる。被害者の謝罪は加害者更生では不可欠だがそこまでは到達しない。対他関係、対人関係、とりわけ性関係における関係性の結び方の修正ではなく、加害者個人のリスクコントロールがミニマムに認知行動療法で目指される。再犯した個別事例での下線部分に伺えるような情動的課題、生育歴上の課題、社会的課題(強い烙印作用=社会的排除)というリスクコントロール以外の課題は後景に退いていく。

あくまでも本来の「再犯防止」は、彼が性犯罪・性問題行動そして性を利用した他者支配から離脱することであり、それを可能にする、リスクマネジメントに着目するのではなく、問題行動をとおして実現させようとしていた、一般の健康的な人間が行うような、しかし彼にとっては潜在化している人間的なニーズの充足に着目してそれを支援

することこそが大切となる。

これを犯罪心理学では、「犯罪を誘発する要因と criminogenic needs と犯罪には直結しない人間的な欲求 non-criminogenic needs」に分けている。前者は「犯罪を肯定する態度、反社会的人格（自己統制か管理の不足、敵意をもつ、他者の軽視、冷淡な態度）、犯罪を促進するような仲間の存在、仕事や学業の不振、家族の不安定な情愛、薬物を使用すること、余暇・娯楽が逸脱的であること」、後者は「自尊心・自己肯定感の低さ、漠然とした精神の不調、なんらかのメンタルヘルス問題、目的意識の欠如、被害体験や他罰的な意識、公的な処罰へのおそれ、身体的な活動不足」とされている（ジェームズ・ボンタ他編『犯罪行動の心理学』北大路書房、2018年）。先の再犯事例では二重下線が後者に属するニーズとなる。

プログラムを受講することは犯罪からの離脱のひとつの契機であるが、出所後のやり直しのための生活の立て直し、それらを可能にする人間関係や社会関係の再構築という社会への再統合課題を果たすためには後者のニーズの充足が再犯防止の基礎となる。加えて受刑者だったということが仕事に就くことを難しくすることに象徴的なように烙印付与作用は強烈であり、社会の側の課題もある。刑務所にいたということだけでもリスクが加重されていくことになるので、非犯罪的ニーズは高まるはずであり、それをもとめて彷徨うことになる。そうしたやり直し作業は一人ではできない。元来有していた問題解決の諸力の貧しさが性犯罪へと駆り立てたのだから関係性の組み立て方に難がある人たちである。関係性を視野に入れた離脱は一連の過程としてあり、それはなによりも社会的なものである。社会的なやり直しと立ち直りと、

本来はそこに被害者がいるので謝罪や贖罪が必要だがそれはハードルが高いので、せめて行為者にとりまく環境の再組成が必要となる。社会的に孤立しないようにすべきであるが、刑務所生活で関係性は切断され、社会的な反応も冷たく、就職はしにくく、出所後の帰住先でも孤独であるだろう。

## 6. ナラティブと動機の語彙

加害のナラティブを聞いていると、十分な言葉がでてこないことが多い。男性性が関与している場合は、アレキシサイミア（失感情症）とも関係している感情と言葉の関係があるのだろう。以前の連載で「マイルドな失感情症」を記した。感情は生起するのだがそれを伝えるリアリティのある言葉が表象できない事態のことである。感情がないわけではない。とはいえ言葉に結びつかないと自らも感情を認知できない。

その際、適切な言葉が男性性にかかわり流通している既製の言葉しかない場合がある。特に動機を語る局面でそうなることがある。多様な暴力加害の男性との対話をしているとそう感じることもある。司法の取り調べの過程で表出される語彙は、分かりやすい言葉が選択されやすい。犯罪の立証をするので当然だが主流と物語は動機を外在的な言葉で当てはめていく。これを動機の語彙という。

外部から当てはめられた語彙によりどうしてもそうした行動をするのかを説明することになるとそれは正当化や弁解に陥りやすい。十分な言葉がでてこないからこそ行動化するのだから、そのぎりぎりのところで内なる言葉を表現できるようなナラティブとなる。

加害のナラティブを可能にする、司法ではない

対話はこの点に関係するのでその外在的な語彙の吟味と内的なナラティブへの努力の双方が必要となる。冒頭の情状鑑定はこの作業に他ならないし、性犯罪者との対話に際しての非犯罪的ニーズの理解も同じである。ハラスメント、いじめ等の加害的な行為の動機を聴く対話も同じだし、逸脱行動をはじめとして都合の悪いことに関する対話も同じ難しさがある。

ここには、内在的な言葉を紡ぐことと動機の語彙のように外在的な言葉ですませしてしまうことのせめぎ合いがある。とはいえ、あくまでも当事者の主観的世界に根ざして理解をすすめるための方法が欲しい。それを加害のナラティブとして重視する。その際に、現象学的な考察を私は重視している。以前に紹介した『アルフレッド・シュッツ』(本マガジン〇号)が展開した現象学的社会学がそれである。コスモロジー(宇宙の観察科学)とエゴロジー(私の日常体験の理解)を統合しようとしたのが現象学的社会学である。シュッツはいう。「真理は高きにあらず、低きにある。日常の社会的生活の構造、『常識の世界』の構造にある。生活世界の網の目を流通しているのは日常人の『諸々の了解事項』である」と。

日常のなかに社会病理の現実が充満している。関係性に苦悩することは絶えず社会の問題が自己に環流してくることを意味する。身体的なるものへの注意(心身相関)、性と食に関わる問題行動としての主題、情動と傷(トラウマ)、関係性の病理、親密さの暴力などが日常性を覆う。当該個人の逸脱行動として構成されているのではないといえる事態、つまり他者関係性をとおした主観性の軋み、他者と関わる関連性体系のねじれ、生の様式の困難、相互作用に内在する境界侵犯等がみえてくる。

たとえば、パトス pathos という言葉がある。人間精神の能動性やエートス、理性と対比した、受動的、感情的、情動的な面を指す言葉である。文字通りの病理学 pathology は、単なる逸脱性 deviation や異常性 abnormality だけではなく、苦しみ・病気などを表す接頭辞 pathos に伴われて、苦しみ、痛み、生きづらさ、怒り、哀しさ等、つまり苦悩 suffering を表象する言葉となる。

そうしたパトスは、破壊力をもつ。それは自己や他者にむかう。あるいは他者もまた同じように苦悩するパトスをもつという理解が成り立つと共感性が成立し、感情の公共性・共同性がみえてくる。こうしてみると社会病理の諸相は「共在の様態」の軋みともいえる。

シュッツは「街の人びと」の日常と生活世界や意味構成の成り立ちを徹底させて描くことの基礎理論を提供した。パトスとパソロジーは受動、受苦、痛み、病、加害と被害等と、総じていえば「人間の脆弱さ」を視野に入れる。パトスは、芸術における情念・感情の表出だけでなく、悲哀・苦悩をも意味し、パトスの学としてのパソロジーは人間の悲痛や苦悩を研究することをとおして人間の本質へ迫る。苦悩が社会的なものであることを強調するためにパトスの学として社会病理を把握するアプローチは、それを社会病理学と呼ばなくてもいいが、発想としてはしばらく必要だと考えている。

従って間主観的他者の理解だけでも、単なるプラグマティカルな行為の対象記述だけでなく、両者の相互補完関係、意味の内部地平(エゴロジー)と意味の外部地平(コスモロジー)の重なり合う「いまとこことしかじか」の現場に踏みとどまり、そこにおいて創出される人間実践の「現

場の知」、社会的行為に關与する行為主体の「態度」構造、他者と関わりあう行為が自分には賦課として襲うこと、それを自らの問題として引き受けることの内在性が相互に關係しあい社会や他者との折り合いをつけて生きている日常人の生活の仕組みを記述した。

ここで連載している臨床社会学の対象は人びとの「被傷性」であり、それが社会性をもつ苦悩であることを視野に入れ、社会病理として記述している。さしあたりその社会は關係性として取り出せる。典型は、家族や友人や同僚などの親密な關係性である。それを対象にすることで抽象的な社会をダウンサイジングする。そこで生起していた非犯罪的ニーズ、感情、出来事、状況について取り調べのような外在的な動機の語彙ではないナラティブを引き出すことになる。自己正当化の弁明をとおしてその人が保持していた暗黙理論を理解し、そうすることでフタを開き、そこに充填されている非犯罪的ニーズを協働してみていくことになる。

これは加害の当事者研究ともなる。司法が用意している動機の語彙、精神医学や心理療法が用意している治療的な語彙、加害であることもあり更生保護に關係する再犯防止のための語彙等も有益なこともある。さらに男性性ジェンダーに根ざした語彙も外部から動機の語彙と追加すべきだろう。対話をする人の語彙の多様性が要請されるということも理解できるだろう。その上で構築されていく加害のナラティブは単純に内的心理というだけではなくこれらとの相互作用や協働の効果である。關係性をめぐる動機の内在性と賦課性を視野に入れ、加害のナラティブを対象にする。暴力へと至る關係性をみて、その人が生きていた社会を透視

し、行動と感情がもつ共同性や社会性がある場合の公共性を理解することから、問題行動の情状を理解していくことになる。司法が関心を持つ動機の語彙を取り囲む、沈黙しがちな声を聴くことで情状が浮かび上がる。

2019年5月30日受理

中村正（社会病理学、臨床社会学、社会臨床論）